

ORIENTAL STUDIES TRIPOS Part II

Japanese Studies

Tuesday 2 June 2009 09.00 – 12.00

J.13 JAPANESE TEXTS, 2

*Candidates should answer **BOTH** sections.*

*Write your number **not** your name on the cover sheet of **each** Answer Book.*

STATIONERY REQUIREMENTS

20 Page Answer Book x 1

Rough Work Pad

**You may not start to read the questions
printed on the subsequent pages of this
question paper until instructed that you may
do so by the Invigilator.**

SECTION A

Answer one of the following questions taken from unseen texts:

1 Translate the following **unseen** passage into English: [40 marks]

93 朝鮮人・台湾人戦争犯罪人

B C級戦争犯罪人のなかには、日本の旧植民地出身の朝鮮人・台湾人がいた。その数は、朝鮮人一四八人、台湾人一七三人である。

連合国が、日本の戦争犯罪のなかでも、俘虜虐待をとくに重視していたこと（ポツダム宣言の第一〇項）、日本軍が、東南アジアの各地に設置した俘虜収容所の監視員に朝鮮人・台湾人軍属をあてたこと、連合国各国が、朝鮮人・台湾人を「敵国に使用された臣民」と見なし、日本人として裁いたこと、上官の命令に基づく行為でも責任を免除されなかったことなどが、多くの朝鮮人・台湾人戦争犯罪人を生む要因となっている。泰緬鉄道建設の例にみられるように、政府は、「ジュネーブ条約」の「準用」を連合国各国に約束しながら、それに基づいた処遇を適正にしなかったため、条約に反した命令・処遇の実行責任が、最末端の軍属にも問われたのである。朝鮮人戦争犯罪人一四八人のうち、軍人は三人である。一人は洪思翊中将で、二人は元志願兵である。そのうちの一人は、敗戦後、フィリピン山中で住民をスパイ容疑で虐殺した部隊に所属し、その実行責任を問われた。こ

のほか、通訳だった朝鮮人一六人が、中国の国民政府によって裁かれた（死刑八人、有期刑八人）。残る一二九人全員が、俘虜収容所の監視員として徴用され、タイ俘虜収容所、ジャワ俘虜収容所、マレー俘虜収容所に配属された軍属である。なお、敵国の民間人、女子、子どもを抑留したジャワ軍抑留所の監視にも朝鮮人軍属があつたため、オランダ法廷で戦争犯罪人となっている。台湾人軍属は、ボルネオ俘虜収容所に配属された。オーストラリア法廷で多くの台湾人が戦争犯罪人となっている（死刑七人、有期刑八四人）。

朝鮮人・台湾人戦争犯罪人は、日本人が「内地送還」になる時、一緒に日本へ送還され、スガモ・プリズンに収容された。サンフランシスコ講和条約の発効と同時に、日本国籍を離脱したと見なされた朝鮮人・台湾人戦争犯罪人たちは、一九五二（昭和27）年六月十四日、「人身保護法」に基づき、釈放を要求して東京地方裁判所に提訴したが、最高裁判所は戦争犯罪を犯した当時は日本国籍だったので、刑の執行はまぬかれないと、その要求をしりぞけた。刑の執行は、日本人戦争犯罪人と「同等」だが、その補償要求は「もはや日本人ではない」として、日本政府はしりぞけてきた。

残虐行為 to commit an atrocity

訴追 pursuit of criminal punishment

捕虜 POWs

俘虜虐待 mistreatment of captives

免除 to exempt, discharge

泰緬鉄道 Burma-Siam Railway

洪思翊 Hong Saik (Korean name)

志願兵 volunteer

2 Translate the following **unseen** passage into English: [40 marks]

高度成長後の第三次産業の伸びは、労働市場での女性の受け皿を広げ、女性の労働力化を促しました。専業主婦文化の広がりによって一九七〇年代に底を打った二十五歳から二十九歳の女性の就労率は、その後徐々に上がっていきます。しかし、高度成長期に確立した終身雇用、年功序列、企業内訓練といった日本型雇用慣行は、はっきりと男性稼ぎ主モデル（夫／父が働いて妻子を養うという性別役割モデル）に立つものであり、かつそれを強力に支持するものでした。したがって、七〇年代の終わりがら女性が社会進出を始めたとはいえ、雇用されるのは当初は未婚女性にかぎって、何年か働いてから結婚して「寿退社」というのが女性の雇用慣行でした。グローバル

question continues...

(TURN OVER

化の波のなか、八五年に男女雇用機会均等法ができて女性の雇用差別撤廃への動きが起こるまで、大手企業で結婚後も女性が以前と同じ条件で雇用され続けることはまずありえないことでした。

しかし、高度成長後に男女の進学率が上がり、女性の就労意識も変化してきました。とはいえ、男性のフルタイム雇用を柱とする日本型雇用慣行が企業に根を下ろしている現実のなかで、女性の労働市場への進出は二通りのかたちをとって進むことになりました。一つは、未婚で働くという状態の長期化、もう一つは、結婚していったん仕事を辞めた後、主婦の「パート」というかたちでの労働市場への復帰です。実際、一九八〇年代から二十代後半女性の未婚率が急激に上昇し始め、それに対応するかのようには、三十代前半男性の未婚率も上昇していき、以後本格的な未婚化現象が始まります。後者のほうは、女性のM字型労働曲線の形として定着することになりました。こうして女性の就労に関わる動向、すなわち未婚化および子育て後の再就職と既婚女性のパート就労の一般化という現象が、結婚観や家族の役割関係に次第に影響を及ぼしていきます。

まず結婚観については、恋愛結婚志向がますます強くなり結婚の主流になるとともに、次第に結婚適齢規範が薄れていきます。これは、結婚が女性の唯一の生活保障手段ではなくなったことを物語っています。結婚への態度も、国立社会保障・人口問題研究所が独身者に対して五年ごとにおこなっている調査結果によると、結婚意思はあるものの、「ある程度の年齢までには結婚したい」から、「理想的な相手が現れるまでは結婚しなくてもかまわない」という方向へシフトしており、結婚が責務としてよりもライフスタイルになってきたことを示しています。

徐々＝そろそろ

年功序列 seniority system

寿退社 leaving work because of marriage

志向 intention, inclination

促す urge, press, demand

